

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(4) 会計検査院の指摘に伴う多摩病院への県補助金の返還について

資料 会計検査院の指摘に伴う多摩病院への県補助金の返還について

参考資料1 病床確保事業における交付金の過大交付（不当事項）

参考資料2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）

（新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分）の交付が過大

病院局

令和4年11月24日

会計検査院の指摘に伴う多摩病院への県補助金の返還について

新型コロナウイルス感染症患者等の受入れのために病床を確保した医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）が、過大に交付されていたことが、11月7日に会計検査院から内閣に報告されました。

この会計検査院による検査は、神奈川県や県内の医療機関に対しても実施され、多摩病院に交付された補助金についても返還することになりましたので御報告します。

1 検査対象の補助金

令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）

【13事業のうち新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業分】

2 多摩病院におけるこれまでの申請等の経過

令和2年	7月 9日	交付申請（1次）
	8月26日	交付決定
	9月16日	交付申請（2次）
	11月 6日	交付決定
	12月21日	交付申請（3次）
令和3年	2月16日	交付決定
	2月16日	交付申請（4次）
	3月23日	交付決定
	4月 8日	実績報告書の提出（令和2年4月1日～令和3年3月31日）
	5月27日	交付額の確定
令和4年	3月22日	会計検査院による会計実地調査
	6月 8日	県から空床数・休床数の算定に関する確認・修正依頼
	6月21日	県から病床確保料の単価に関する確認依頼
	9月21日	県から実績報告書の修正依頼
	10月 7日	実績報告書の再提出

3 検査の結果による指摘内容

(1) 患者が入院していて空床や休床となっていないのに、当該入院期間中に係る病床数を延べ空床数や延べ休床数に算入して、延べ空床数や延べ休床数を過大に計上するなどしていた。

(2) 延べ空床数や延べ休床数の一部に、1日1床当たりの単価がより高額な病床区分の単価を適用するなどしていた。

4 会計検査院の指摘に伴う返還額

959,392千円(③-④)

【返還額の内訳】

交付確定額のうち重点医療機関体制整備事業分	3,648,237千円・・・①
他事業返還分	2,659千円・・・②
会計検査院が示した同事業分の交付対象事業費(①+②)	3,650,896千円・・・③
再提出した実績報告書のうち同事業分	2,691,504千円・・・④

5 申請内容と指摘内容等

(1) 病床数の算定について

ア 申請内容

- ・23時59分時点で空床や休床となっている病床数について、補助金の申請を行った。

イ 指摘内容【3(1)】

- ・23時59分時点で空床や休床となる場合でも、該当する病床に入退院患者がいて、診療報酬が支払われている場合は、補助金の算定から除算するべきである。

(2) 病床区分の単価について

ア 申請内容

- (ア) 令和2年4月18日から7月31日までの期間の5階東病棟48床のうち28床の空床についてHCU(ハイケアユニット)の体制を確保していたことから、HCUの単価で補助金の申請を行った。

なお、関東信越厚生局神奈川事務所(以下「厚生局」という。)へのHCUの報告は20床であった。

- (イ) 令和2年4月1日から5階東病棟48床のうち20床を休床としていた。4月18日以降は、HCUの体制を確保していたため、令和2年4月18日から6月7日までと、令和2年8月1日から令和3年3月31日までの期間については、HCUの単価で補助金の申請を行った。

イ 指摘内容【3(2)】

- (ア) 令和2年4月18日から7月31日までの期間の5階東病棟の28床の空床については、厚生局へ報告した20床に限り、HCUの単価で補助金の申請をするべきである。

- (イ) 令和2年4月18日から6月7日までと、令和2年8月1日から令和3年3月31日までの期間の休床について、該当病床を休床する前の診療報酬の区分は一般病床であったため、一般病床の単価で申請するべきである。

6 過大な申請となった要因について

- ・交付申請に当たっては県に相談を行いながら進めてきたが、補助金制度に対する理解が不十分であった。
- ・また、県による各医療機関への周知が不十分であったことや、国のQ&Aの記載も不明確であったことも過大交付が生じた要因の一つであったと考えている。

7 今後の対応

(1) 補助金の返還について

- ・指定管理者の法人会計において補助金の返還手続きを行うことになる。返還の方法や時期等については、神奈川県の手引を踏まえ対応していくことになる。

(2) 神奈川県からの依頼に基づく自主点検の実施

- ・今回の会計検査院の指摘を受けて、厚生労働省の通知に基づき神奈川県から県内各医療機関に対し、令和2年度及び令和3年度の補助金申請について、令和4年11月10日付けで空床数の算出方法や病床単価の適用について自主点検するよう依頼があった。
- ・市立3病院についても、現在、調査中で、調査結果については神奈川県に報告する予定である（神奈川県への提出期限：令和4年12月2日）。

8 再発防止の取組

- ・補助金事務の適正化について、川崎市立多摩病院の管理運営に関する基本協定第31条第1項第2号に基づく報告を受け、内容を精査の上、必要な対応について指定管理者に指示する。

病床確保事業における交付金の過大交付（不当事項）

厚生労働省

55億918万円(指摘金額)

事業の概要

- ✓ 厚生労働省は、都道府県を通じて、**新型コロナウイルス感染症患者等の受入れのために病床を確保した医療機関**に対して**病床確保事業に係る交付金を交付**
- ✓ 病床確保事業の対象となる病床は、
 - ①新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるために確保した**病床（確保病床）のうち空床となっている病床**
⇒患者の入院期間中であって空床でない日は病床確保事業の対象外（入院料等の診療報酬の支払対象となるため）
 - ②新型コロナウイルス感染症患者等を**受け入れるために休止した病床（休止病床）**
- ✓ 病床確保料の上限額は、**医療機関の種別、病床区分（例えば確保病床は、ICU、HCU、その他病床）ごとに1日1床当たりの額が定められている**
- ✓ 交付金の交付額は、**1日1床当たりの病床確保料の上限額に、コロナ患者等を受け入れるために空床や休止病床としていた延べ病床数を乗ずる**などして算定
- ✓ 都道府県は、医療機関から提出を受けた事業実績報告書等の内容を審査して厚生労働省へ提出

検査の結果

- ✓ 13都道府県及び令和2年度に都道府県を通じて交付金の交付を受けた**106医療機関（事業主体）を検査**
- ✓ 患者が入院していて**病床確保事業の対象とならない入院期間中の病床数を延べ病床数に計上していたため**交付金が過大に交付されていた

（9都道府県 32医療機関 24億866万円）
- ✓ 病床区分を誤って1日1床当たりの**単価がより高額な病床区分（HCU病床）の病床確保料を適用したため**交付金が過大に交付されていた

（3都県 4医療機関 31億52万円）

発生原因

- ✓ 医療機関において、
 - ①**制度の理解が十分でなかった**
 - ②**病床確保事業の対象となる延べ病床数の確認が十分でなかった**
- ✓ 都道府県において、**医療機関から提出された事業実績報告書等の審査が十分でなかった**
- ✓ 厚生労働省において、**都道府県に対する指導が十分でなかった**

病床確保事業における交付金の過大交付（不当事項）

厚生労働省

55億918万円(指摘金額)

病床確保事業の概要

(病床確保事業の対象となる病床)

- ① コロナ患者等を入院させるために確保した病床のうち空床となっている病床
- ② コロナ患者等を受け入れるために休止した病床



患者の入院期間中は入院料等の診療報酬の支払対象となるため、病床確保事業の対象とならない

診療報酬

病床確保料

出典：厚生労働省より提供

(病床確保料の上限額)

病床確保料は医療機関の種別、病床区分ごとに1日1床当たりの上限額が定められている

※医療機関の種別は重点医療機関等の4種別、病床区分は確保病床については3区分、休止病床については4区分

(単位：円/日・床)

病床区分		重点医療機関	
		特定機能病院等	一般病院
確保病床	ICU病床	436,000円	301,000円
	HCU病床	211,000円	211,000円
	その他病床	74,000円	71,000円

検査の結果

延べ病床数を過大に計上したもの

(9都道府県 32医療機関 24億866万円)

(例) 病床確保事業の対象とならない患者の入院期間中に係る病床数(退院日に係る病床数)を延べ病床数に計上していた



退院日当日は、入院料等の診療報酬の支払対象となることから、病床確保事業の対象とならない

延べ病床数に計上

適用する病床区分を誤ったもの

(3都県 4医療機関 31億52万円)

その他病床の病床確保料の単価(71,000円/日)を適用すべき病床に対してHCU病床の病床確保料の単価(211,000円/日)を適用していた

(例)

HCU病床に該当するとしていた病床について、看護師の配置状況等を確認した結果、HCUの施設基準に適合していない病床が見受けられた

- ・HCU病床を50床と報告 ⇒ 実際は16床のみが適合
- ・HCU病床を100床と報告 ⇒ 実際は28床のみが適合

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)の交付が過大

32件 不当金額(支出) 55億0918万円

1 交付金の概要

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業(これらを「病床確保事業」に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(以下「交付要綱」)等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症疑い患者(これらを「コロナ患者等」)を入院させるための病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることなどを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、本件交付金の交付額の算定方法は、市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業については次のとおりとされている。

- ① 厚生労働大臣が必要と認めた額(基準額)と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に本件交付金の交付率(10/10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額とする。

交付要綱等によれば、病床確保事業の対象となる病床は、都道府県が厚生労働省に協議した病床に限るものとされ、コロナ患者等を入院させるために確保した病床(以下「確保病床」)のうち空床となっている病床及びコロナ患者等を受け入れるために休床とした休止病床からなっている。また、上記①の基準額の算定に当たっては、確保病床、休止病床の別に定められた病床確保料の上限額を使用することとされている。

このうち、確保病床については、当該病床に係る診療報酬の区分に応じた病床確保料を適用することとされ、医療機関の種別、病床区分(ICU、HCU及びICU・HCU以外の病床)ごとに1日1床当たりの上限額が定められている。

また、休止病床については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に応じた病床確保料を適用することとされ、医療機関の種別、病床区分(ICU、HCU、療養病床及びICU・HCU・療養病床以外の病床)ごとに1日1床当たりの上限額が定められている。

なお、前記診療報酬の区分に関して、「診療報酬の算定方法」等によれば、入院料等に係る診療点数については、特定集中治療室管理料1から同4まで、ハイケアユニット入院医療管理料1及び同2等に区分されており、これらの診療点数は、厚生労働大臣が当該区分ごとに定めた施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た場合に算定できることとされている。

病床確保料の対象については、交付要綱等において、患者の入院期間中であって空床ではない日は病床確保料の対象とならないこととなっており、この理由について、同省によれば、入退院日当日を含む患者の入院期間中は入院料等に係る診療報酬の支払対象となるためであるとしている。また、病床確保料のうちHCUの病床確保料の対象となる病床は、ハイケアユニット入院医療管理料1等の入院料を算定している病床となっている。

そして、病床確保事業を実施する医療機関、市区町村等の事業主体は、本件交付金を原資とした都道府県の補助金(以下「県補助金」)の交付を受けており、県補助金の交付額は、次のとおり算定することなどとなっている。

- ① 確保病床については、交付要綱等に確保病床分として定められた1日1床当たりの病床確保料の上限額に、コロナ患者等を受け入れるために空床としていた延べ病床数(以下「延べ空床数」)を乗ずるなどして算定する。

- ② 休止病床については、交付要綱等に休止病床分として定められた1日1床当たりの病床確保料の上限額に、コロナ患者等を受け入れるために休止病床としていた延べ病床数(以下「延べ休止病床数」)を乗ずるなどして算定する。

2 検査の結果

9都道府県の32事業主体において、本件交付金の交付対象事業費計55億0918万円が過大に算定されており、これに係る本件交付金計55億0918万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア 患者が入院していて空床や休止病床となっていないのに、当該入院期間中に係る病床数を延べ空床数や延べ休止病床数に算入して、延べ空床数や延べ休止病床数を過大に計上するなどしていたもの

9都道府県、32事業主体 過大交付額計24億0866万円

イ 延べ空床数や延べ休止病床数の一部に、1日1床当たりの単価がより高額な病床区分の病床確保料を適用するなどしていたもの

3都県、4事業主体 過大交付額計31億0052万円

<事例>

神奈川県は、同県が定めた要綱等に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構関東労災病院に対して、令和2年4月1日から3年3月31日までの間に、確保病床について延べ空床数が計5,397床、休止病床について延べ休止病床数が計14,135床あったとして、計延べ19,532床に係る県補助金38億2879万円を交付していた。そして、同県は、同病院に係る交付対象事業費を38億2879万円と算定して、同額の本件交付金の交付を受けていた。

i 延べ空床数を過大に計上するなどしていた事態

同病院は、上記延べ空床数の算出に当たり、患者の入院期間中は退院日当日まで患者が入院していて空床となっていないなどしていたのに、当該退院日に係る病床数等延べ514床を延べ空床数に算入して、本件交付金の交付対象とならない確保病床延べ514床を過大に計上していた。

これにより、同病院は、過少に計上していた休止病床延べ388床を考慮しても、交付対象とならない確保病床延べ126床を過大に計上していた。

ii より高額な病床区分の病床確保料を適用していた事態

同病院は、事業実績報告書等において、①2年4月18日から同年4月30日まで、同年6月7日から3年1月11日まで及び同年3月18日から同年3月31日までの各期間は、確保病床については1日当たり29床が、休止病床については1日当たり21床が、それぞれHCUの病床確保料(1日当たりの単価211,000円)を適用する病床に該当するとしていた。また、②2年5月1日から同年6月6日まで及び3年1月12日から同年3月17日までの各期間は、確保病床については1日当たり29床が、休止病床については1日当たり71床が、それぞれHCUの病床確保料を適用する病床に該当するとしていた。

そして、同病院が関東信越厚生局神奈川事務所に提出した報告書によれば、①の各期間は1日当たり50床、②の各期間は1日当たり100床が、それぞれハイケアユニット入院医療管理料1を算定する病床であるとしていた。

しかし、上記のハイケアユニット入院医療管理料1を算定する病床に係る看護師の配置状況等を確認したところ、厚生労働大臣が定めたハイケアユニット入院医療管理料1を算定するための施設基準に適合してハイケアユニット入院医療管理料1を算定できる病床数は、①の各期間については50床中16床のみ、②の各期間については100床中28床のみであった。

このため、前記の①及び②の各期間の確保病床1日当たり29床のうち、1日1床当たりの単価がより高額なHCUの病床確保料を適用できるのは、①の各期間については16床のみであり、残りの13床は、ICU・HCU以外の病床の病床確保料(同71,000円)を適用すべきであった。また、②の各期間については28床のみであり、残りの1床は、ICU・HCU以外の病床の病床確保料を適用すべきであった。さらに、前記の①の各期間の休止病床1日当たり21床及び②の各期間の休止病床1日当たり71床については、いずれも1日1床当たりの単価がより高額なHC

Uの病床確保料を適用することはできず、ICU・HCU・療養病床以外の病床の病床確保料(同71,000円)を適用すべきであった。

したがって、適正な延べ空床数及び延べ休止病床数並びに適正な病床区分の病床確保料により交付対象事業費を算定すると16億1764万円となり、前記の交付対象事業費38億2879万円との差額22億1114万円が過大に算定されており、これに係る本件交付金22億1114万円が過大に交付されていた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者(事業主体)	年度	交付対象事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める交付対象事業費	不当と認める交付金交付額	注(1)摘要
北海道	北海道	国立大学法人北海道大学北海道大学病院	令和2	16億1502万 円	16億1502万 円	4億4486万 円	4億4486万 円	ア
千葉県	千葉県	国立大学法人千葉大学医学部附属病院	2	31億2277万	31億2277万	3924万	3924万	ア
東京都	東京都	独立行政法人国立病院機構東京医療センター	2	21億1406万	21億1406万	1億4185万	1億4185万	ア
同	同	独立行政法人国立病院機構東京病院	2	17億3325万	17億3325万	6119万	6119万	ア、イ
同	同	独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	2	8億0329万	8億0329万	3329万	3329万	ア
同	同	稲城市立病院	2	15億8100万	15億8100万	4601万	4601万	ア
同	同	国家公務員共済組合連合会九段坂病院	2	2億2539万	2億2539万	2259万	2259万	ア
同	同	社会医療法人社団森山医会森山記念病院	2	4億4200万	4億4200万	1989万	1989万	ア
同	同	医療法人社団福寿会福寿会舎人病院	2	1億5179万	1億5179万	639万	639万	ア
同	同	医療法人社団大坪会三軒茶屋病院	2	3億3792万	3億3792万	603万	603万	ア
同	同	医療法人社団津端会京葉病院	2	372万	372万	212万	212万	ア
同	同	医療法人財団正明会山田記念病院	2	5041万	5041万	198万	198万	ア
同	同	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	2	9億8901万	9億8901万	2億4076万	2億4076万	ア

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付対象 事業費	左に対する 交付金交付額	不当と認める 交付対象 事業費	不当と認める 交付金交付額	注(1) 摘要
東京都	東京都	学校法人昭和大学昭和大学病院附属東病院	令和2	円 4億2415万	円 4億2415万	円 2534万	円 2534万	ア
同	同	公益財団法人がん研究会 有明病院	2	3億3801万	3億3801万	1392万	1392万	ア
同	同	学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学三田病院	2	3億6023万	3億6023万	997万	997万	ア
神奈川県	神奈川県	独立行政法人労働者健康 安全機構 関東労災病院	2	38億2879万	38億2879万	22億1114万	22億1114万	ア、イ
同	同	川崎市立多摩病院	2	36億5089万	36億5089万	9億5939万	9億5939万	ア、イ
同	同	横浜市立みなと赤十字 病院	2	22億7266万	22億7266万	1994万	1994万	ア
同	同	公立大学法人横浜市立 大学附属市民総合医療 センター	2	18億0854万	18億0854万	8億4319万	8億4319万	ア
同	同	注(2) 医療法人沖繩徳洲会 湘南鎌倉総合病院	2	11億1476万	11億1476万	1億0378万	1億0378万	ア
同	同	社会医療法人財団石心 会川崎幸病院	2	2億0536万	2億0536万	2909万	2909万	ア
同	同	社会医療法人ジャパ ンメディカル アライアンス 海老名総合病院	2	10億4723万	10億4723万	2748万	2748万	ア
同	同	社会福祉法人ワゲン 福祉総合相模更生 病院	2	8億5286万	8億5286万	223万	223万	ア
愛知県	愛知県	名古屋市 注(3) (名古屋市立東部医療 センター)	2	13億2936万	13億2936万	421万	421万	ア
滋賀県	滋賀県	日本赤十字社 大津赤十字志賀 病院	2	8億5675万	8億5675万	2449万	2449万	ア
大阪府	大阪府	独立行政法人国立 病院機構大阪医療 センター	2	26億5224万	26億5224万	2950万	2950万	ア
奈良県	奈良県	奈良市(市立奈良 病院)	2	8億0562万	8億0562万	1776万	1776万	ア

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付対象 事業費	左に対する 交付金交付額	不当と認める 交付対象 事業費	不当と認める 交付金交付額	注(1) 摘要
福岡県	福岡県	地方独立行政法人福岡市立病院機構福岡市民病院	令和2	円 10億8180万	円 10億8180万	円 4710万	円 4710万	ア、イ
同	同	国家公務員共済組合連合会浜の町病院	2	16億1146万	16億1146万	699万	699万	ア
同	同	社会医療法人雪の聖母会聖マリア病院	2	24億7273万	24億7273万	2968万	2968万	ア
同	同	学校法人久留米大学(久留米大学病院)	2	23億7016万	23億7016万	3765万	3765万	ア
計		32事業主体		422億5336万	422億5336万	55億0918万	55億0918万	

注(1) 摘要欄のア及びイは前記の態様に対応している。

注(2) 3年10月1日以降は医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院

注(3) 3年4月1日以降は公立大学法人名古屋市立大学医学部附属東部医療センター